

別紙 C

グローバル PPH の原則

PPH の成功の結果として、多くの二国間同士の合意内容を管理することは、困難になってきました。これを考慮して開始されたグローバル PPH により、出願人と参加庁の両者は、世界に広がる枠組みの PPH の原則から利益を享受すると思われます。加えて、この共通の枠組みは、長年実施されてきた PPH パートナーが設定したガイドラインと相違せず、新しい PPH 参加庁が同意可能な基準となっています。グローバル PPH の枠組みのために基礎となる原則を下記のとおり設けました。

- MOTTAINAI の概念に一致します。すなわち、出願の有効日（優先日または出願日）が同一であり、開示内容が請求項に係る主題をサポートするものであれば、第一庁や第二庁という状況にかかわらず、参加庁から入手可能な成果物に基づいて PPH の適格性を有します。
- 参加庁は、出願状況に基づく他の参加庁（例、パリ条約に基づく国内庁もしくは PCT に基づく ISA/IPEA として機能する庁）によって作成され、請求項が特許可能であることを明らかに示す実体的な調査や審査に関する成果物、すなわち最初の付与通知以外の見解書を含む成果物が何であれ受け入れます。
- 請求項対応表は、2012 年 10 月に合意された提案に従い、参加庁により解釈・適用されます。
- 参加庁は、先行庁に、他に入手法のない、先行庁のオフィスアクションおよび／または決定通知の写し、及び先行技術文献の写しを請求することができます。また、参加庁は、ドシエアクセスシステムと内部検索データベースを各々最大限に活用すべきです。
- 参加庁は、先行庁に、特許可能と判断された請求項の写しおよび／または対応表を請求することができます。
- 参加庁は、オフィスアクション、決定通知または特許可能と判断された請求項（国毎の要請に基づく）の機械翻訳を、最大限に受け入れます。ただし、審査官から要求があり、かつ必要な場合には、例えば、機械翻訳の品質が PPH 申請の受理・不受理を判断するために不十分なほど低い場合などは、手作業の翻訳を要求することができます。

- 参加庁は、最終的に PPH 申請を不受理とする前に、少なくとも 1 度は瑕疵を訂正する機会を与えます。
- いずれの参加庁も各庁及び各庁と利害関係をもつ団体の事情及び必要性に応じて、審査官が審査を開始した後に PPH 申請がなされた出願について、早期審査とすることも早期審査としないこともできる。
- 参加庁は、PPH の利用状況を管理し、明らかになった問題点について相互にフィードバックすることにより、PPH の枠組みの質を向上させるために、基本的な統計情報を共有し、適切かつ資源の許す範囲で調査を実施することができる。
- 最後に、参加庁は、申請される PPH 案件数がその庁の対応能力を上回る場合に、参加を制限する権利を留保する。